

懲戒処分等の標準処分例

この懲戒処分等の標準処分例（以下「標準処分例」という。）は、県教育委員会が任命する職員（以下「職員」という。）が全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分等の量定を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第1 基本事項

- 1 この標準処分例は、職員が行った非違行為に対して適用する。
- 2 懲戒処分等の種類は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により懲戒処分として行う免職、停職、減給及び戒告並びに次項に定める訓告及び口頭注意とする。
- 3 訓告及び口頭注意は、職員が再び非違行為をすることがないようにその将来を戒めるために行う事実上の行為であり、訓告にあつては訓告書を交付して、口頭注意にあつては所属長等が口頭により行うものとする。
- 4 この標準処分例は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、具体的な処分量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を参考に判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、標準処分例に掲げる量定以外の量定とすることもあり得る。
 - (1) 非違行為の動機、様態及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与えた影響
 - (4) 非違行為を行った職員の職責
 - (5) 過去の非違行為歴
 - (6) その他、日常の勤務態度や非違行為後の対応等
- 5 次の各号に掲げる場合は、処分量定を加重することがある。
 - (1) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が高いとき
 - (2) 非違行為により県に与えた損害が著しく大きいとき
 - (3) 過去2年以内に懲戒処分を受けたことがあるとき
 - (4) 過去2年より前に類似の非違行為を行ったことを理由に懲戒処分を受けたことがあるとき
 - (5) その他、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に加重すべきものがあると認められるとき
- 6 次の各号に掲げる場合は、処分量定を軽減することがある。
 - (1) 非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - (2) その他、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- 7 標準処分例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては、標準処分例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準処分例

1 一般服務に関する非遵行為

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員 減給又は戒告

イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員 停職又は減給

ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員 免職又は停職

※ 学校に勤務する職員が、児童生徒の出校日に勤務を欠いた場合には、加重することがある。

(2) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申請をした職員 減給又は戒告

(3) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告

(4) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員 停職又は減給

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員 減給又は戒告

(5) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員 減給又は戒告

(6) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関（市町村立学校職員にあつては市町村の機関を含む。）の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員 減給又は戒告

イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員 免職又は停職

(7) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 免職又は停職

イ 職務上知ることのできた秘密を漏らした職員 減給、戒告又は訓告

(8) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員 戒告又は訓告

(9) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員 減給又は戒告

(10) 入札談合等に関与する行為

県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害する行為を行った職員 免職又は停職

(11) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 減給又は戒告

(12) 個人の秘密情報の紛失、盗難

- ア 個人の秘密に属する重要事項が記録された文書等を持ち出して、重大な過失により紛失し、又は盗難にあった職員 **減給又は戒告**
- イ 個人の秘密に属する事項が記録された文書等を持ち出して、紛失し、又は盗難にあった職員 **戒告又は訓告**

(13) わいせつ、セクシュアル・ハラスメント行為

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員 **免職又は停職**
- イ 相手の意に反し、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員 **停職又は減給**
- ウ 相手の意に反し、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 **免職又は停職**
- エ 相手の意に反し、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員 **減給又は戒告**

(14) パワー・ハラスメント行為

- ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 **停職、減給又は戒告**
- イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 **停職又は減給**
- ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 **免職、停職又は減給**

(15) 収賄

- 賄賂を収受した職員 **免職**

2 児童生徒等に対する非違行為

(1) 児童生徒性暴力等

- ア 児童生徒等に性交等をした職員又はさせた職員 **免職**
- イ 児童生徒等にわいせつな行為をした職員又はさせた職員（アに掲げるものを除く） **免職**
- ウ 児童生徒等に刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為をした職員（ア及びイに掲げるものを除く） **免職**
- エ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れ、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせる行為をした職員（アからウに掲げるものを除く） **免職**
- オ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置し、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせる行為をした職員（アからウに掲げるものを除く） **免職**

カ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをした職員（アからオに掲げるものを除く） **免職、停職又は減給**

※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに 18 歳未満の者をいう。

※ 児童生徒性暴力等の判断については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

※ カについては、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず SNS や電子メール、手紙等を用いることも含む。）が該当する。

(2) 体罰

ア 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は後遺症が残る傷害を負わせた職員 **免職又は停職**

イ アに掲げるもののほか、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた職員 **停職、減給又は戒告**

ウ ア又はイ以外の場合であつて、体罰を常習的に行っていた職員又は体罰の様態が特に悪質であつた職員 **停職、減給又は戒告**

エ アからウまで以外の体罰をした職員 **戒告又は訓告**

(3) 不適切な言動

ア 児童生徒を傷つけ、又は児童生徒間のいじめを助長するなどの不適切な言動（(1)又は(2)に定めるものを除く。以下「不適切な言動」という。）をし、かつ、その様態が特に悪質であつた職員若しくは常習的に行っていた職員又は当該不適切な言動により児童生徒に重度の精神的苦痛を与えた職員 **免職又は停職**

イ アに掲げるもののほか、児童生徒に対する不適切な言動をした職員 **減給又は戒告**

3 公金等取扱いに関する非違行為

(1) 横領、窃取、詐取

公金等（公金（学校徴収金等を含む。）又は県の財産（学校徴収金等の諸会計に係る財産及び関係団体の財産を含み、市町村立学校職員にあっては市町村の財産を含む。）をいう。）を横領し、窃取し、又は詐取した職員 **免職**

(2) 紛失

公金等又は公文書を紛失した職員 **戒告又は訓告**

(3) 盗難

重大な過失により公金等又は公文書の盗難にあつた職員 **戒告又は訓告**

(4) 県の財産の損壊

故意により県の財産を損壊した職員 **戒告又は訓告**

(5) 失火

過失により県の財産の出火を引き起こした職員 **戒告又は訓告**

(6) 給与等の違法な支給・不適正受給

故意に法令に違反して給与等を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の申請をするなどして給与等を不正に受給した職員 **減給又は戒告**

(7) 公金等又は担当業務の処理不適正

ア 自らが管理を担当する公金等を不適正に処理した職員 **減給又は戒告**

イ 担当する業務を不適正に処理し、又は処理を怠った職員 戒告又は訓告

(8) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告

4 交通事故・交通法規違反行為

(1) 飲酒運転（酒酔い運転又は酒気帯び運転をいう。以下同じ。）

ア 飲酒運転をした職員 免職

イ 飲酒運転をした者（職員以外の者を含む。）に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は飲酒の事実を知らながら当人が運転する車両に同乗した職員 免職又は停職

(2) 飲酒運転以外の交通事故及び交通法規違反

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）別表第2の1の表の右欄に掲げる違反点数が6点以上である違反行為を行った職員 免職、停職、減給又は戒告

イ 道交法施行令別表第2の1の表の右欄に掲げる違反点数が6点未満である違反行為を行った職員 訓告又は口頭注意

※ 道交法施行令別表第2の2及び別表第2の3に規定する違反行為に対する点数が付加されている場合は、当該付加点数に応じて加重する。

※ イに掲げる場合であっても、その他に未報告の違反行為がある場合は、戒告以上の処分とすることがある。

5 その他の非違行為

(1) 放火

放火をした職員 免職

(2) 殺人

殺人をした職員 免職

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員 停職又は減給

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをして人を傷害するに至らなかった職員 減給又は戒告

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員 減給又は戒告

(6) 横領

自己の占有する他人の物（公金等を除く。）を横領した職員 免職又は停職

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員 免職又は停職

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員 免職

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員 免職又は停職

(9) 賭博

ア 賭博をした職員 減給又は戒告

イ 常習として賭博をした職員 停職

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員 免職

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員 減給又は戒告

(12) わいせつ行為等

ア 暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした職員 免職

イ 痴漢行為、のぞき、盗撮その他のわいせつ行為等をした職員 免職、停職又は減給

※ 「その他のわいせつ行為等」とは、ア以外の「刑法」、「軽犯罪法」、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」等に違反するわいせつ行為等をいう。

6 管理監督責任

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分等を受けた場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員 戒告又は訓告

(2) 非違行為の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺい又は黙認した職員 停職又は減給